

## 今後想定される審議事項について

### 1. 収支報告書の記載方法に関する基本的な方針(法第 19 条の 30 第 1 項第 1 号)

#### ①支出項目の分類についての検討

分類基準について疑義の多い支出項目の標準的な分類例の提示

#### ②収支報告書等の記載方法等の簡略化についての検討

国民にとって分かりやすく、政治団体にも広く理解される記載方法の検討

### 2. 政治資金監査マニュアルに関する質疑応答の整理と回答(法第 19 条の 30 第 1 項第 4 号)

政治資金監査実施に当たっての実務上の問題点等の検討

### 3. 少額領収書等の写しの交付請求を不開示とする場合の基準の検討(法第 19 条の 30 第 1 項第 6 号)

開示請求が「権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合」の検討

### 4. 政治資金の収支の報告及び公開に関する重要事項(法第 19 条の 30 第 2 項)

#### ①会計帳簿等の必要記載事項についての検討

会計実務等を踏まえた必要記載事項の再検討

#### ②支出項目の区分の分類の見直しについての検討

政治団体の実情に即した分かりやすい支出項目の区分の分類の検討

#### ③収支報告書等の様式についての検討

政治団体、国民双方にとって利用しやすい様式の検討